

松戸市営繕工事情報共有システム試行要領

第1条 目的

本試行要領は松戸市が発注する営繕工事において、情報共有システムを導入することにより、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。

第2条 用語の定義

(1) 情報共有システム

営繕工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。

なお、主任（監理）技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。

なお、検査職員、工事担当班長、発注担当職員及び監理委託業務の管理技術者等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

本試行要領における工事帳票とは公共建築工事標準仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、情報共有システムで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の記名（署名又は押印を含む）と同等に記録されている必要がある。

第3条 対象工事

(1) 本試行要領は松戸市が発注する営繕工事に適用する。

(2) 対象工事は、発注者が選定する工事とし、受発注者間の協議により利用の可否を決定する。

(3) 対象工事である旨の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

(4) 上記(3)の記載は、【別記】記載例を参考にするものとする。

第4条 対象とする工事帳票等

情報共有システムで対象とする工事帳票等は、受発注者間の協議により決定するものとする。

第5条 対象とする工事帳票等の決裁

対象とする工事帳票等の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

第6条 検査

情報共有システムで処理を行った工事帳票等は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施に当たっては、受発注者協議により決定するものとする。

第7条 工事完成時の工事帳票等の納品

情報共有システムで処理を行った工事帳票等一式は、工事完成時に発注者が指定する電子納品運用ガイドラインに基づき電子納品を行うものとする。

第8条 情報共有システムの選定

(1) 使用できる情報共有システムは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

(ア) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」の必須機能を満たすもの

(イ) 第4条に定めた工事帳票等について対応可能なもの

(ウ) システムの操作研修及び相談窓口の利用が可能なもの

(2) 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定により、受発注者協議して決定するものとする。

第9条 情報共有システム利用に係る経費

契約後、受注者からシステム利用料金を確認できる資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、システム利用料金相当額を共通仮設費に積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

第10条 情報漏えい等の防止

受発注者は、松戸市情報セキュリティポリシー（最新版）、その他情報セキュリティに関する基準、法令等を遵守すること。なお、受注者は情報共有システム契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者に確認の上で、当該工事に関するデータを削除すること。

第11条 試行期間

当面の間、試行を通じて本格的な導入に向けての課題を抽出することとする。

第12条 その他

本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

【別記】記載例

本工事は、情報共有システムの活用を試行する工事である。受発注者間の協議により利用の可否を決定する。実施に当たっては「松戸市営繕工事情報共有システム試行要領」に基づくものとする。